

1. はじめに

横浜市では、平成 18 年 12 月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

緑区では、平成 28 年度に十日市場駅周辺地区においてバリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。また、長津田駅、中山駅、鴨居駅の 3 駅周辺地区を新規重点整備地区とする新たな基本構想の検討を進め、令和 5 年 11 月に「緑区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この基本構想の実現に向け、「長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー法の仕組み

（1）バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の 2 つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。

また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

■重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村ではバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるものとされています。

（2）バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から 5 年後または 10 年後を目標に事業を実施していきます。